

議員提出第2号議案

大阪府議会委員会条例一部改正の件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び大阪府議会
会議規則第13条の規定により提出します。

令和5年10月20日

大阪府議会議長 久谷 眞 敬 様

提 出 者

大阪府議会議員	河 崎 大 樹	肥 後 洋一朗
	しかた 松 男	

賛 成 者

大阪府議会議員	山 下 昌 彦	角 谷 庄 一
	三 橋 弘 幸	牛 尾 治 朗
	中 谷 恭 典	みよし かおる
	大 橋 章 夫	

議員提出第2号議案

大阪府議会委員会条例一部改正の件

大阪府議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

大阪府条例第 号

大阪府議会委員会条例の一部を改正する条例

大阪府議会委員会条例（昭和三十一年大阪府条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(常任委員会の名称及び所管) 第二条 (略) 一 (略) (一) 副首都推進局に関する事項(公立大学法 人大阪に関する事項を除く。) (二) (内) (略) 二 教育常任委員会 (一) 副首都推進局のうち公立大学法人大阪 に関する事項 (二) 教育委員会に関する事項 三 (略) 四 (略) (一)・(二) (略) (三) 府民文化部に関する事項 四 (略) 五―七 (略) 2 (略)	(常任委員会の名称及び所管) 第二条 (略) 一 (略) (一) 副首都推進局に関する事項 (二) (内) (略) 二 (略) 三 (略) (一)・(二) (略) (三) 府民文化部に関する事項(教育に関する 事項を除く。) 四 (略) 四 教育常任委員会 (一) 府民文化部のうち教育に関する事項 教育委員会に関する事項 (二) (略) 五―七 (略) 2 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、改正前的大阪府議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づき総務常任委員会、府民文化常任委員会及び教育常任委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されている者は、それぞれ改正後の大阪府議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定に基づき総務常任委員会、府民文化常任委員会及び教育常任委員会の委員長、副委員長及び委員として引き続き在任するものとし、その任期は、旧条例の規定に基づき常任委員会の委員の残任期間とする。

3 この条例の施行の際、旧条例の規定に基づき総務常任委員会、府民文化常任委員会及び教育常任委員会に付託されている事件は、新条例の規定に基づき総務常任委員会、府民文化常任委員会及び教育常任委員会に付託されたものとみなす。

提 案 理 由

大阪府組織条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管を変更するため、現行条例の一部を改正しようとするものである。